

京都市生活保護法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第19号

京都市生活保護法等施行細則の一部を改正する規則

京都市生活保護法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第55条の6第1項」を「第55条の7第1項」に改め、同条第2項中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第55条の5第2項において準用する法第55条の4第2項の規定により、法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する市長の進学準備給付金の支給に関する事務を所長に委任する。

第11条中「介護認定審査会」の右に「(以下この条において「審査会」という。)」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「判定した者」の右に「又は同項に規定する居宅要支援被保険者等に相当する者(審査会が同項に規定する要支援者であると判定した者を除く。)」を加える。

第16条を第17条とする。

第15条中「及び第12条」を「、第12条及び第13条」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(進学準備給付金の支給の通知)

第13条 所長は、規則第18条の9第1項の規定による申請があった場合において、法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給することを決定したときは、当該申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第2項並びに第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)